

企業を守る！人事労務体制の整備や社内教育の徹底を図りましょう！

# 最新の労働法改正への対応と 労使トラブル防止のための実務



～問題社員の実務対応・会社と従業員を守るための方法

- ★令和6年度、最新の労働法の改正点が理解できる
- ★社内体制をどう整備したら良いか理解できる
- ★法改正で環境が変わる中、時代に即した就業規則や労働契約書等の作成ポイントがしっかりわかる！

## 講座内容

- 働き方改革の流れと労働法改正のおさらい
  - 令和6年度の労働法改正と注意点
    - ・有期契約労働者の無期転換ルール、労働契約関係の明確化
    - ・社会保険適用拡大について
  - 労使トラブルを防止するための実務対応方法
    - ・問題社員を見抜くための採用面接のコツ ～質問のポイント～
    - ・問題社員に対する指導法 ・懲戒処分の方と就業規則の記載方法
    - ・退職させたい社員が出てしまった場合の対処法 ・指導書の出し方、実例 等
- ※問題社員・・・無断欠勤を繰り返し行っている社員、ハラスメントを行っている社員、業務命令に従わない社員等

働き方改革関連の法改正が進み、令和6年度も労働法関係の改正事項があります。このような労使関係の変化の中で、企業も社内体制を見直すなど環境を整備する必要があります。そこで本講座では、労働法改正のポイントと対応方法を学んでいたが、またそれに付随し増加傾向にある労使トラブル防止のための実務をわかりやすく解説いたします。ご参加をお待ちしております。

開催日：8月22日(木) 14:00～16:00

- ◆会場 十和田商工会館 5階会議室 (十和田市西二番町 4-11)
- ◆受講料 無料 (会員・非会員 問わず)
- ◆定員 50名 (先着順)
- ◆対象者 中小・小規模事業者

<お申し込み方法>

下記申込欄に必要事項をご記入の上 **FAX** いただくか、十和田商工会議所 HP (<https://www.towada.or.jp>) の **申込フォーム** から **8月16日(金)** までにお申し込みください。



**講師**

なかやま のぶお

中山 伸雄 氏

- ・社会保険労務士法人 Nice-One 代表
- ・社会保険労務士

大学卒業後 1 年間、新聞配達に住み込みアルバイトで浪人生活をしながら社会保険労務士の資格取得。生命保険会社にて営業職で 2 年、その後労務管理システム会社の営業職を 3 年経験の後、平成 20 年に社会保険労務士としてカネなし、コネなし、経験なしの状態から、独立開業。独立後にもアルバイトをしながら自己研さんを積み、初めて顧問先企業を獲得後、わずか 9 年で従業員数 17 名、顧問先数は 150 社を超える、埼玉県内では最大規模の大手事務所を作り上げ、また全国でもトップクラスの成長率を達成する。現在も、自ら現場中心の活動を継続し、年間延べ 300 件以上の労務コンサルティング実務、企業研修も主に顧問先向けに、年間 60 回以上をこなす。

<主催：十和田商工会議所 TEL 0176-24-1111 FAX 0176-24-1563>

8/22(木)開催 『最新の労働法改正への対応と労使トラブル防止のための実務』 受講申込書

十和田商工会議所相談課 行 ⇒ **FAX:0176-24-1563**

(申込日: 月 日)

事業所名	T	E	L
所在地	F	A	X
受講者氏名 (複数のご参加可能)			

※ご記入頂いた情報は本セミナーに関する運営のみに利用し、取扱いにつきましては個人情報保護法に則り、厳重に管理致します。